

令和2年第2回府中町議会臨時会

会議録(第1号)

1. 開会年月日 令和2年5月12日(火)

2. 招集の場所 府中町議会議事堂

3. 開議年月日 令和2年5月12日(火)

~~~~~○~~~~~

4. 出席議員(16名)

|     |        |     |        |
|-----|--------|-----|--------|
| 議長  | 中村武弘君  | 副議長 | 力山彰君   |
| 1番  | 岩竹博明君  | 2番  | 木田圭司君  |
| 3番  | 橋井肇君   | 4番  | 梶川三樹夫君 |
| 5番  | 繁政秀子君  | 6番  | 山口晃司君  |
| 7番  | 二見伸吾君  | 8番  | 上原貢君   |
| 9番  | 益田芳子君  | 10番 | 児玉利典君  |
| 11番 | 林  拓君  | 12番 | 西  友幸君 |
| 13番 | 中村  勤君 | 14番 | 西山  優君 |

~~~~~○~~~~~

5. 欠席議員(0名)

~~~~~○~~~~~

6. 付議事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 町長報告
  - ・報告第 4号 専決処分の報告について
  - ・報告第 5号 専決処分の報告について
  - ・報告第 6号 専決処分の報告について
  - ・報告第 7号 専決処分の報告について
  - ・報告第 8号 専決処分の報告について
  - ・報告第 9号 予算の繰越しの報告について(下水道事業会計)
  - ・報告第10号 府中町国民保護計画の変更について

- 4 報告第11号 専決処分の承認について
- 5 報告第12号 専決処分の承認について
- 6 報告第13号 専決処分の承認について
- 7 報告第14号 専決処分の承認について
- 8 報告第15号 専決処分の承認について
- 9 第24号議案 令和2年度府中町一般会計補正予算（第2号）
- 10 第25号議案 令和2年度府中町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 11 第26号議案 府中町税条例の一部改正について
- 12 第27号議案 府中町都市計画税条例の一部改正について
- 13 議員提出第1号議案 新型コロナウイルス感染症対策の更なる充実を求める意見書

~~~~~○~~~~~

7. 説明のため会議に出席した者

| | | |
|----------------|---|--------|
| 町 | 長 | 佐藤信治君 |
| 副町 | 長 | 末平顕雄君 |
| 教育 | 長 | 高杉良知君 |
| 総務企画部 | 長 | 増田康洋君 |
| 財務部 | 長 | 胡子幸穂君 |
| 福祉保健部 | 長 | 山西仁子君 |
| 町民生活部 | 長 | 金光一隆君 |
| 建設部 | 長 | 井上貴文君 |
| 教育部 | 長 | 榎並隆浩君 |
| 総務企画部次長兼政策企画課長 | | 谷口充寿君 |
| 総務企画部次長兼総務課長 | | 森本雅生君 |
| 福祉保健部次長 | | 倉崎誠一郎君 |
| 建設部次長兼建築課長 | | 川口正幸君 |
| 情報管理課 | 長 | 藤永政己君 |
| 危機管理課 | 長 | 砂崎勇介君 |
| 税務課 | 長 | 飯田英彦君 |
| 債権管理課 | 長 | 藤田正明君 |
| 財政課 | 長 | 中本孝弘君 |

| | |
|---------|--------|
| 子育て支援課長 | 金本智巳君 |
| 保険年金課長 | 平岡直美君 |
| 健康推進課長 | 塩月久美子君 |
| 高齢介護課長 | 宮脇理恵君 |
| 自治振興課長 | 岩崎雅男君 |
| 環境課長 | 宍田貴君 |
| 下水道課長 | 原田司君 |
| 都市整備課長 | 磯亀智君 |
| 学校教育課長 | 土井賢二君 |
| 社会教育課長 | 山本進一君 |

~~~~~○~~~~~

#### 8. 職務のため会議に出席した者

議会事務局長 森 太君

~~~~~○~~~~~

9. 議事の内容

(開会 午前 9時30分)

○議長(中村武弘君) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は16名で定足数に達しておりますので、議会は成立いたしております。よって、令和2年第2回府中町議会臨時会を開会いたします。

(開議 午前 9時30分)

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程でございますが、お手元に配付いたしております日程で会議を進めてまいりたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村武弘君) 御異議なしと認めます。

よって、議事日程のとおり会議を進めることと決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長(中村武弘君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日は、14番西山議員、18番力山議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（中村武弘君） 日程第2、会期の決定を議題に供します。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） 御異議ないようでございますので、本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（中村武弘君） 次に、日程第3、町長報告を行います。

報告第4号、専決処分の報告についてをお願いいたします。

町長。

○町長（佐藤信治君） おはようございます。

報告第4号 令和2年5月12日提出。

専決処分の報告について。

府中町都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、令和2年3月31日に次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

府中町長 佐藤信治

提案理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正するものであります。

補足説明は、財務部長が行います。よろしくをお願いいたします。

○議長（中村武弘君） 補足説明。

財務部長。

○財務部長（胡子幸穂君） おはようございます。財務部長です。

報告第4号、専決処分の報告について、府中町都市計画税条例の一部を改正する条例について、補足して御説明します。

当条例の一部改正は、府中町議会の委任による町の専決処分事項の指定について、第1項の法令の改廃に伴い、引用する条番号等もしくは語句または条文の整理を行い、かつ町独自の判断を伴わない条例を定めることに該当するものであることから、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分し、同条第2項の規定により本議会に

報告するものです。

改正の趣旨は、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、府中町都市計画税条例の一部を改正するものです。

改正事項の概要です。新旧対照表を御覧ください。

地方税法第702条第2項、地方税法附則第15条、附則第25条、附則第26条の改正に伴い引用条項の整備、見出しの変更、語句の整備、項ずれの解消及び改元対応を行ったものです。

施行期日です。施行期日は、令和2年4月1日です。

改正後の規定は、令和2年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和元年度分までの都市計画税については、なお従前の例によります。

補足説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（中村武弘君） 続いて、質問に入ります。

質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） ないようでございますので、本件についての報告を終わります。

続いて参ります。

続いて、報告第5号、専決処分の報告についてをお願いいたします。

町長。

○町長（佐藤信治君） 報告第5号 令和2年5月12日提出。

専決処分の報告について。

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、令和2年4月6日に次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

府中町長 佐藤信治

補足説明は、教育部長が行います。よろしく申し上げます。

○議長（中村武弘君） 補足説明。

教育部長。

○教育部長（榎並隆浩君） 教育部長です。

皆さん、おはようございます。教育部長です。

報告第5号、専決処分の報告について、補足して説明をさせていただきます。

今回の専決処分の報告につきましては、府中町議会の委任による長の専決処分事項の指定について、第2項に規定する地方自治法第96条第1項第12号の規定による損害賠償を支払うもので、その額が100万円以下のものの和解に関することに該当するものであることから、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分し、同条第2項の規定により本議会に報告させていただくものでございます。

専決処分の内容でございますが、本件事故は、令和2年2月15日、午後3時29分頃、府中町本町一丁目10番15号くすのきプラザ正面玄関駐車場において、庁用自動車を後退中、一般車両に接触させ、一般車両の一部を損傷させたものでございます。

このたびの事故の詳細な状況でございますが、くすのきプラザ正面玄関駐車場内において、荷下ろし作業のため公用車を駐車中、相手方車両が駐車場から出庫のため旋回しながら前進したところ、回り切れなかったため、作業を中断し、相手車両の進路を開けるべく、公用車を一旦前進させたのち、左側に移動させようとバックした際、公用車の右側後部のバンパーと相手方車両の前方バンパーが接触し損傷を与えたものでございます。

運転者は、くすのきプラザ正面玄関から出入りする人の往来に気をとられ、右側後部の相手方車両の確認がおろそかになっていたことが原因と見られます。

損害賠償の額は50万5,920円で、内訳といたしましては、修理代金が31万1,520円、レンタカー費用が19万4,400円でございます。

債権者は、安芸郡府中町山田二丁目6番11号、澤原（さわはら）真由美（まゆみ）氏でございます。

専決処分年月日は、令和2年4月6日でございます。

事件発生後、当該職員へは安全運転を心がけるよう指導を行っております。また、4月には、教育委員会事務局の全職員に対し、文書にて道路交通法の遵守や安全運転の徹底などのさらなる注意喚起を行ったところでございます。

今後も、継続して注意喚起などを行い再発防止に努めます。

今回の事故に関し、関係者の方々に多大なる御迷惑をおかけしたことを深くおわび申し上げます、補足説明とさせていただきます。

このたびは、誠に申し訳ございませんでした。

○議長（中村武弘君） 続いて、質問に入ります。

質問のある方。

木田議員。

○2番（木田圭司君） 2番です。

今の説明でバンパーが31万円と言われましたかね。今の説明ではスピードは出ていないでしょうから、バンパーだけということなのでしょうから、バンパーが31万円もするんですかね。もし、差し障りなかったら、車種とかも教えていただけたらと思います。よろしくお願いします。

○議長（中村武弘君） 社会教育課長。

○社会教育課長（山本進一君） 社会教育課長です。

木田議員の御質問にお答えさせていただきます。

修理代の31万1,520円の内訳ですが、バンパーと部品等の取替え費用で17万1,000円、その他工賃等で11万500円と消費税合わせて31万1,520円となっております。

車種は外国車でフォルクスワーゲンティグアンというSUVの車両になっております。

以上でございます。

○議長（中村武弘君） ほかにございますか。

児玉議員。

○10番（児玉利典君） 10番、児玉です。

毎回のように質問させてもらうんですが、荷下ろしをされていたところで運転者以外にも別に誘導できる人が多分おられたのではないかなと思うんですけども、以前の後退時の接触事故に関しましては、ちゃんと見張りをつけるということがルールになっているというふうに理解しておりますけども、この辺りはどういうふうになっていたのかちょっと教えてください。

○議長（中村武弘君） 社会教育課長。

○社会教育課長（山本進一君） 社会教育課長です。

御指摘のとおり、2人での作業で確認をしながらすればよしかったんですが、この日の作業につきましては、職員1名で対応させていただいておりました。先ほど部長のほうから御説明させていただいたように、後方の確認が少し足りなかったということで今回の事故となっております。

以上です。

○議長（中村武弘君） ほかにございますか。

益田議員。

○9番（益田芳子君） 益田です。

少し要望にもなるかと思うんですけども、くすのきプラザは特に小さいお子さんもたくさん御利用されます。荷物のおろし作業はできるだけ駐車場、いわゆる正面向かって左側に駐車場がございますので、そこでおろしていただく。先ほど児玉議員のほうからも言われましたけども、ルールの中で1人で作業するにあたって、運転手1人の場合は、どなたか教育委員会の中で補助をつけるなり、そういったこともしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（中村武弘君） ほかにございますか。

梶川議員。

○4番（梶川三樹夫君） レンタカー代が19万円ということなんですけど、直す期間がどのぐらいだったのかと思います。

○議長（中村武弘君） 社会教育課長。

○社会教育課長（山本進一君） 社会教育課長です。

期間は12日間。1日当たりが1万6,200円となっております。

以上でございます。

○議長（中村武弘君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） よろしいですか。

ないようでございますので、本件についての報告を終わります。

次に参ります。

続いて、報告第6号、専決処分の報告についてをお願いいたします。

町長。

○町長（佐藤信治君） 報告第6号 令和2年5月12日提出。

専決処分の報告について。

工事請負契約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、令和2年3月17日に次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。



補足説明は、建設部長が行います。よろしく申し上げます。

○議長（中村武弘君） 補足説明。

建設部長。

○建設部長（井上貴文君） おはようございます。建設部長です。

報告第6号、専決処分の報告について、補足して説明させていただきます。

今回の専決処分の報告につきましては、府中町議会の委任による長の専決処分事項の指定について、第5項に規定する議会の議決を経て締結した建設工事の請負契約で、請負代金額の増額もしくは減額が当該請負代金額の10分の2を超えない変更契約を締結すること。ただし、変更金額が当該請負代金額の10分の2以下であっても、その額が5,000万円を超える場合は除くに該当することから、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分し、同条第2項の規定により本議会に報告させていただくものでございます。

専決処分の内容でございますが、工事名は、環境センター法面崩壊対策工事でございます。

工事場所は、府中町八幡四丁目。

請負金額は、変更前6,671万9,400円、変更後6,271万6,500円、400万2,900円の減額でございます。

請負人は、広島市西区東観音町24番26号、広建産業株式会社でございます。

今回の変更理由でございますが、本工事の工事完了測量を行った結果、吹付法枠、枠内モルタル吹付、鉄筋挿入等の施工数量が減少したことによる精算を行ったものでございます。

変更前の契約金額について議会の議決を得た日は、令和元年9月18日、専決処分年月日は、令和2年3月17日でございます。

補足説明は以上です。よろしくお願いたします。

○議長（中村武弘君） 続いて、質問に入ります。

質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） ないようでございますので、本件についての報告を終わります。

次に参ります。

続いて、報告第7号、専決処分の報告についてをお願いいたします。

町長。

○町長（佐藤信治君） 報告第7号 令和2年5月12日提出。

専決処分の報告について。

工事請負契約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、令和2年3月23日に次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

府中町長 佐藤信治

補足説明は、建設部長が行います。よろしく申し上げます。

○議長（中村武弘君） 補足説明。

建設部長。

○建設部長（井上貴文君） 建設部長です。

報告第7号、専決処分の報告について、補足して説明させていただきます。

今回の専決処分の報告につきましては、先ほどの報告と同様の規定により、本議会に報告させていただくものでございます。

専決処分の内容でございますが、工事名は、林道等災害復旧工事（その2）。

工事場所は、府中町石コロヒ（林道 呉娑々宇線）でございます。

請負金額は、当初が9,714万6,000円で、令和元年10月31日に1億786万3,300円に変更契約を行い、今回、1億1,429万1,700円、642万8,400円の増額で最終変更となります。

請負人は、広島市西区東観音町24番26号、広建産業株式会社でございます。

今回の変更理由でございますが、崩落した林道の復旧を行うに当たり、大型コンクリートブロックを運搬するための仮設作業用道路を追加したこと及び、復旧完了による堆積土砂と流木撤去を追加したことによる数量の精算を行ったものでございます。

議会の議決を得た日は、平成30年12月14日、専決処分年月日は、令和2年3月23日でございます。

補足説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（中村武弘君） 続いて、質問に入ります。

質問のある方。

岩竹議員。

○1番（岩竹博明君） 追加になった土砂とかですね。コンクリートの数量を教えてください。

○議長（中村武弘君） 都市整備課長。

○都市整備課長（磯亀 智君） 都市整備課長でございます。

岩竹議員の御質問についてお答えさせていただきます。

堆積土砂撤去につきましては、613立米を撤去しております。流木につきましては、150立米を撤去しております。

答弁は以上でございます。

○議長（中村武弘君） ほかにございますか。よろしいですね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） ないようでございますので、本件についての報告を終わります。

続いて参ります。

報告第8号、専決処分の報告についてをお願いいたします。

町長。

○町長（佐藤信治君） 報告第8号 令和2年5月12日提出。

専決処分の報告について。

工事請負契約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、令和2年3月26日に次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

府中町長 佐藤信治

補足説明は、引き続き建設部長が行います。よろしく申し上げます。

○議長（中村武弘君） 補足説明。

建設部長。

○建設部長（井上貴文君） 建設部長です。

報告第8号、専決処分の報告について、補足して説明させていただきます。

今回の専決処分の報告につきましては、先ほどの報告と同様の規定により、議会に報告させていただくものでございます。

専決処分の内容についてですが、工事名は非常用発電機更新工事で、工事場所は府中町大通三丁目5番1号、府中町役場及び消防庁舎でございます。

請負金額は、変更前が1億4,284万500円、変更後が1億4,437万

4, 820円で、153万4,320円の増額でございます。

請負人は、広島市南区皆実町一丁目9番35号、株式会社中電工 広島統括支社でございます。

変更理由でございますが、作業工程において停電作業を行う必要がある中、新型コロナウイルス感染症の対応で役場を一斉停電することができないことから、停電作業の日程を変更するとともに、停電作業時においても電源が必要な箇所への電源を供給するため、仮設電源などを追加施工したものでございます。

変更前の契約金額について議会の議決を得た日は、令和元年6月21日、専決処分年月日は、令和2年3月26日でございます。

補足説明は以上です。よろしくお願いたします。

○議長（中村武弘君） 続いて、質問に入ります。

質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） ないようでございますので、本件についての報告を終わります。

次に参ります。

続いて、報告第9号、予算の繰越しの報告について（下水道事業会計）をお願いいたします。

町長。

○町長（佐藤信治君） 報告第9号 令和2年5月12日提出。

予算の繰越しの報告について（下水道事業会計）。

令和元年度府中町下水道事業会計予算の繰越額の使用に関する計画について報告があったので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により報告する。

府中町長 佐藤信治

補足説明は、財務部長が行います。よろしくお願いたします。

○議長（中村武弘君） 補足説明。

財務部長。

○財務部長（胡子幸穂君） 財務部長です。

報告第9号、予算の繰越しの報告について（下水道事業会計）を補足して説明します。

令和元年度府中町下水道事業会計において、地方公営企業法第26条第1項に規定する繰越額が生じたため、同条第3項の規定により報告します。

裏面を御覧ください。

令和元年度下水道事業会計予算繰越計算書です。

款 資本的支出、項 建設改良費、事業名 管路建設改良費、予算計上額6億4,294万2,000円、支払義務発生額2億6,312万6,437円、翌年度繰越額3億1,240万円です。

翌年度繰越額の内訳を申し上げます。

全部で4件の繰越しがございます。

1件目です。令和元年12月議会において、補正予算の議決を頂いた府中1号幹線改築工事（その3）において、年度内に工事が完了しないため繰越しを行ったものです。繰越額は1億9,000万円です。

2件目です。関連公共下水道501-1築造工事及び関連公共下水道501-8築造工事において、支障水道管の配水切替工事の遅延に伴い、本工事の年度内の完了が見込めなくなったため、繰越しを行ったものです。繰越額は9,840万円です。

3件目です。関連公共下水道501-8築造工事に伴う、支障水道管移設工事において、配水切替工事が遅延したため、水道施設移転補償費についても繰越しを行ったものです。繰越額は300万円です。

4件目です。都市計画道路茂陰向洋駅線街路事業に伴う下水道管移設工事において、広島県が水道管及びガス管の移設協議に期間を要したため、町管理の下水道管移設工事の年度内完了が見込めなくなったため、移設工事に伴う負担金について繰越しを行ったものです。繰越額は2,100万円です。

補足説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（中村武弘君） 続いて、質問に入ります。

質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） ないようでございますので、本件についての報告を終わります。

次に参ります。

続いて、報告第10号、府中町国民保護計画についてをお願いいたします。

町長。

○町長（佐藤信治君） 報告第10号 令和2年5月12日提出。

府中町国民保護計画の変更について。

府中町国民保護計画を次のとおり変更したので、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第35条第6項及び第8項の規定により報告する。

府中町長 佐藤信治

補足説明は、総務企画部長が行います。よろしくお願ひします。

○議長（中村武弘君） 補足説明。

総務企画部長。

○総務企画部長（増田康洋君） おはようございます。総務企画部長です。

報告第10号、府中町国民保護計画の変更についてに関し、補足して説明いたします。

この計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、いわゆる国民保護法に基づき制定しているものですが、このたび変更をいたしましたので、同法第35条第6項及び第8項の規定により議会に報告するものでございます。

なお、当変更は、同法施行令第5条の規定による、軽微な変更として取り扱うことを申し添えさせていただきます。

それでは、報告第10号参考資料をお願いいたします。

1、変更の趣旨です。

国民の保護に関する基本指針及び広島県国民保護計画の変更に伴い、府中町国民保護計画を変更するものでございます。

国民の保護に関する基本指針は、平成29年12月に、広島県国民保護計画は平成30年12月に、それぞれ変更を行っております。

2、変更事項の概要です。

（1）、町における組織・体制の整備に係る変更でございます。

平成31年4月に実施をいたしました町の機構改革に伴い、部局名、平素の業務、及び代替え職員の規定を修正しております。

（2）、警報等の伝達に必要な準備に係る変更でございます。

警報等の伝達に必要な準備として、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）を整備する規定を追加しております。

従前の住民に対する警報伝達は、主に防災行政無線のサイレンの吹鳴、放送でございましたが、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、住民に迅速かつ確実に伝達する有効な媒体として、全国瞬時警報システムを整備する規定を追加するものでございます。

なお、当町におきまして、当該システムは既に整備を完了しているところでございます。

(3)、訓練に係る変更です。

NBC攻撃、いわゆる核兵器や化学兵器の攻撃ですが、等により発生する武力攻撃災害への対応訓練や、広域にわたる避難訓練等について、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用い、実践的なものとするように努める規定を追加するものです。

(4)、その他です。

統計数値等の更新、関係法令改正の反映、字句の修正を行うもの、特に大きな変更はございません。

詳細につきましては、添付の新旧対照表を御覧いただければと思います。

3、変更年月日は、令和2年3月24日です。

補足説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君） 続いて、質問に入ります。

質問のある方。

二見議員。

○7番（二見伸吾君） 7番、二見。

府中町国民保護計画の変更ですけれども、今回新たにNBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練というものが入っています。この計画は国民保護法並びに国民の保護に関する基本指針の上に策定されたものであります。国民保護法という名前がついてはいますけれども、その内容は決して国民を保護するものではありません。

今回、訓練すべき内容として新たにつけ加わったNBC攻撃とは、Nが核兵器、Bが生物兵器、Cが化学兵器、これを意味しております。

訓練内容としては、今回新たにつけ加わりましたけれども、もともと国民保護法が2004年にできたときからこういう攻撃があるという想定の下にできております。核兵器が落とされた場合どうするのか。基本指針では、次のように書かれています。

避難に当たっては、風下を避け、手袋、帽子、雨がっぱ等によって放射性下降物に

よる外部被曝を抑制するほか、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護することや汚染された疑いのある水や食物の接種を避けるとともに、安定ヨウ素剤の服用等により内部被曝の低減に努める必要がある。

こんなことで被曝による被害から逃れようがないということは、広島に生きてる人間にとって原爆雲を見た町、たくさんの人が市内から逃げてきた府中町の町民の皆さんにとって明らかではないでしょうか。

生物兵器はどうか。同じく基本指針ですけれども、人に知られることなく散布可能。潜伏期間があり、散布が判明したときには既に被害が拡大しているだろう。要するに、なすすべがないということを基本指針は書いているわけです。

化学兵器はどうか。においのあるものもあるが、無臭のものもある。安全な風上の高台に誘導とありますけれども、風向きというのは変わるんですよね。変わったらどうするんでしょうか。

要するに、どれをとっても逃げるすべがないのがNBC兵器、使われてしまったときの結果であります。避難のしようもないし、避難のしようのないものは避難の訓練もしようもないということでもあります。

ですから、今回、新たに加えられましたNBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等、武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなどの実践的なものとするように努めると。こういう条文が入ったわけですけども、具体的にどのような中身を考えておられるんでしょうか。

以上です。

○議長（中村武弘君） 危機管理課長。

○危機管理課長（砂崎勇介君） 危機管理課長です。

7番、二見議員の御質問、NBC攻撃における訓練の対応について答弁させていただきたいと思います。

今回の変更において追加いたしました訓練に関する規定でございますが、核兵器だけではなく、生物兵器や化学兵器も含めたNBC攻撃などに対し、発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域避難訓練を実施する場合に踏まえるべき事項を定めたものでございます。対応訓練、広域避難訓練は、警察や自衛隊など関係機関を初め、地域の



皆様や事業者の皆様とともに行います協同の実動訓練であるとか図上訓練が想定されております。訓練を実施する場合におきましては、関係機関のほうに御助言をいただきまして、必要な資機材や実際に使用する情報伝達の手段を用いて、実効性のある訓練になるように努めてまいりたいと考えております。

答弁は以上となります。

○議長（中村武弘君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） ないようでございますので、本件についての報告を終わります。次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（中村武弘君） 日程第4、報告第11号、専決処分の承認についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 報告第11号 令和2年5月12日提出。

専決処分の承認について。

令和2年度府中町一般会計補正予算（第1号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和2年5月7日に次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

府中町長 佐藤信治

補足説明は、財務部長が行います。よろしく申し上げます。

○議長（中村武弘君） 補足説明。

財務部長。

○財務部長（胡子幸穂君） 財務部長です。

報告第11号、専決処分の承認についてを補足して御説明します。

新型コロナウイルス感染症拡大防止に留意しつつ、簡素な取組で迅速かつ的確に家計への支援を行うことを目的として、1人につき10万円を給付する特別定額給付金事業が行われることとなりました。

この給付金の申請方法は、感染拡大防止の観点から、市区町村から受給者あてに郵送された申請書類を返送する郵送申請方式、または、マイナンバーカードを活用して

電子申請をするオンライン申請方式という2つの方式を基本としています。

今回の緊急経済対策の趣旨を踏まえ、町では迅速な給付開始を目指すため、国の示す運用開始日の5月1日からオンライン申請方式の受け付けを開始することとしました。

最も早い支払日は5月15日となりますが、実際に15日に支払いを行うためには、支出に伴う事務処理を5月7日に行う必要があります。このため、5月15日支払い分については、緊急に予算措置を講じる必要があり、地方自治法第179条第1項の規定により、5月7日に専決処分を行ったものです。

内容としては、令和2年度府中町一般会計補正予算（第1号）で、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,550万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ177億3,138万1,000円とするものです。

それでは、歳入歳出予算の補正について、歳入歳出補正予算事項別明細書により御説明します。

5ページをお願いします。歳入です。

款 国庫支出金、項 国庫補助金、目 総務費国庫補助金、特別定額給付金給付事業費補助金は、総務費、特別定額給付金給付事業の特定財源で、5,550万円の増額補正です。補助率は10分の10です。

次の6ページが歳出です。

款 総務費、項 総務管理費、目 特別定額給付金費、特別定額給付金給付事業は、特別定額給付金5,550万円の増額補正です。

5月1日から5月5日までにオンライン申請方式で申請を受け付けた230件、555人分の給付金となります。

なお、これ以外の特別定額給付金は、この臨時議会に議案として上程しております令和2年度府中町一般会計補正予算（第2号）に計上しています。そちらを合計した府中町の特別定額給付金の総額は52億1,000万円となります。

補足説明は以上です。よろしくをお願いします。

○議長（中村武弘君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑は、5ページの歳入と6ページの歳出を一括で行います。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、お諮りいたします。

本案は、承認いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、承認することと決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（中村武弘君） 日程第5、報告第12号、専決処分の承認についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 報告第12号 令和2年5月12日提出。

専決処分の承認について。

府中町税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和2年3月31日に次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めらる。

府中町長 佐藤信治

提案理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）の施行に伴い、条例の一部を改正するものであります。

補足説明は、財務部長が行います。よろしく願いいたします。

○議長（中村武弘君） 補足説明。

財務部長。

○財務部長（胡子幸穂君） 財務部長です。

報告第12号、専決処分の承認について、府中町税条例等の一部改正についてを補足して御説明します。

この専決処分による条例改正は、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年4月1日に施行されるのに伴い、府中町税条例等の改正を行う必要がありましたが、議会

を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、町長の専決処分により改正し、同条第3項により議会の承認を求めるものです。

報告第12号参考資料を御覧ください。

1、改正の趣旨です。

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、府中町税条例等の一部を改正するものです。

2、改正事項の概要です。

町民税関係、固定資産税関係及びたばこ税関係の3点があります。

まず、町民税関係です。

(1)及び(2)は、令和2年分の給与所得者及び公的年金等の受給者の扶養親族申告書について、単身児童扶養者に該当する場合は、その旨の記載を不要とするものです。今後、未婚のひとり親に対する税制改正として、ひとり親控除の創設が予定されているため、当該申告書への記載を不要とするものです。

続いて、固定資産税関係です。

(3)住民基本台帳、戸籍簿等による調査を尽くしても所有者が一人も明らかとならない資産について、使用者を所有者とみなして固定資産税を課することができる規定を新設したものです。

なお、固定資産税を課する場合は、あらかじめその旨を当該使用者に通知する必要があります。

続いて、たばこ税関係です。

(4)輸出等に係る課税免除手続の簡素化です。製造たばこを輸出する等の目的で業者への売渡しをする場合は、課税免除の申告が必要となります。

この申告書に課税免除に該当することを証する書類の添付を不要とする改正です。

3、施行期日です。

施行期日は、令和2年4月1日です。ただし、2の(1)及び(2)の町民税の改正後の規定は、施行日以後に支払いを受けるべき給与または公的年金等について提出する申告書に適用し、2の(3)の固定資産税の改正後の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用します。

補足説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（中村武弘君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑ございますか。

上原議員。

○8番（上原 貢君） 固定資産税の関係でございますが、所有者が一人も明らかにならない資産について、使用者がいる場合にはいろいろあるんですけど、こういう使用者というのは具体的にどのようなことを指してるんでしょうか。事例があればお願いします。

○議長（中村武弘君） 税務課長。

○税務課長（飯田英彦君） 税務課長です。

8番、上原議員さんの質問にお答えします。

借家とかで、借家人さんで住んでる方で、所有者自体が亡くなって、そのまま借家人さんが住んでおられる場合、使用者とみなして課税することができるということです。

以上です。

○議長（中村武弘君） ほかにございますか。

上原議員。

○8番（上原 貢君） そういうときは家賃というのは誰かもらえるんじゃないんですか。

○議長（中村武弘君） 税務課長。

○税務課長（飯田英彦君） 税務課長です。

相続人さんとかがない場合で、家賃とかも払うところがなくてそのまま住んでおられる方について、使用者としてみなすということで課税するようになります。

以上です。

○議長（中村武弘君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、お諮りいたします。

本案は、承認いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、承認することと決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長（中村武弘君） ここで休憩したいと思います。再開は10時35分。

（休憩 午前10時23分）

（再開 午前10時35分）

○議長（中村武弘君） 休憩中の議会を再開します。

~~~~~○~~~~~

○議長（中村武弘君） 日程第6、報告第13号、専決処分の承認についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 報告第13号 令和2年5月12日提出。

専決処分の承認について。

府中町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和2年3月31日に次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めらる。

府中町長 佐藤信治

提案理由でございますが、地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

補足説明は、財務部長が行います。よろしくお願いたします。

○議長（中村武弘君） 補足説明。

財務部長。

○財務部長（胡子幸穂君） 財務部長です。

報告第13号、専決処分の承認について、府中町国民健康保険税条例の一部改正について、補足して説明します。

この専決処分による条例改正は、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和2年4月1日に施行されるのに伴い、国民健康保険税条例の改正を行う必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の

規定に基づき、町長の専決処分により改正し、同条第3項により議会の承認を求めるものです。

報告第13号参考資料を御覧ください。

1、改正の趣旨です。

地方税法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、府中町国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

2、改正事項の概要です。

(1) 基礎課税額に係る課税限度額を現行の61万円から63万円へ引き上げるものです。

(2) 介護納付金課税額に係る課税限度額を現行の16万円から17万円へ引き上げるものです。

(1) 及び (2) により試算しますと、約170万円の調定増となる見込みです。

(3) 5割軽減の対象世帯の軽減判定所得の算定金額を1人当たり現行の28万円から28万5,000円に引き上げるものです。

(4) 2割軽減の対象世帯の軽減判定所得の算定金額を1人当たり現行の51万円から52万円へ引き上げるものです。

(3) 及び (4) の拡充により試算しますと、約110万円の調定減となる見込みです。

3、施行期日です

施行期日は令和2年4月1日です。ただし、改正後の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までのものについては、なお従前の例によります。

補足説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（中村武弘君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、お諮りいたします。

本案は、承認いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村武弘君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は、承認することと決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長(中村武弘君) 日程第7、報告第14号、専決処分の承認についてを議題に供します。

本案について理事者の説明の前に、地方自治法の規定により、あらかじめ私のほうから監査委員に対し意見を求めたところ、監査委員からの意見はなかったことを申し添えます。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長(佐藤信治君) 報告第14号 令和2年5月12日提出。

専決処分の承認について。

町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、令和2年4月1日に次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

府中町長 佐藤信治

提案理由でございますが、地方自治法施行令の一部が改正され、地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責に係る基準として定められた額に会計年度任用職員の期末手当が含まれたことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

補足説明は、総務企画部長が行います。よろしくお願いたします。

○議長(中村武弘君) 補足説明。

総務企画部長。

○総務企画部長(増田康洋君) 総務企画部長です。

報告第14号、専決処分の承認についてに関し、補足して説明いたします。

この専決処分は、先の3月定例会におきまして、施行日、令和2年4月1日として議決いただいた町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例につきまして、一部改

正を行う必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をし、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

それでは、報告第14号参考資料をお願いいたします。

1、改正の趣旨です。

地方自治法施行令の一部が改正され、地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責に係る基準として定められた額に、会計年度任用職員の期末手当が含まれたことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

2、改正事項の概要です。

条例による損害賠償の免責の対象とならない額（最低負担額）に、会計年度任用職員の期末手当を加えるものです。

当該最低負担額は、地方自治法施行令で定める参酌基準を適用することで議決をいただいているところでございますが、その参酌基準が令和2年3月27日に一部改正されたものでございます。

3、施行期日は、令和2年4月1日です。

4、専決処分年月日は、令和2年4月1日です。

補足説明は以上です。よろしくをお願いいたします。

○議長（中村武弘君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、お諮りいたします。

本案は、承認いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、承認することと決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（中村武弘君） 日程第8、報告第15号、専決処分の承認についてを議題に供  
します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 報告第15号 令和2年5月12日提出。

専決処分の承認について。

府中町国民健康保険条例及び府中町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する  
条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定によ  
り、令和2年4月28日に次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報  
告し、議会の承認を求める。

府中町長 佐藤信治

提案理由でございますが、給与等の支払いを受けている被保険者のうち新型コロナ  
ウイルス感染症の感染または感染の疑いによる療養のため労務に服することができな  
い者に対し、その者の給与等の額に応じた傷病手当金を支給するため、条例の一部を  
改正するものでございます。

補足説明は、福祉保健部長が行います。よろしくお願ひいたします。

○議長（中村武弘君） 補足説明。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（山西仁子君） 福祉保健部長です。

報告第15号、専決処分の承認について、府中町国民健康保険条例及び府中町後期  
高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、補足して説明させていただ  
きます。

この専決処分による条例改正は、地方自治法第179条第1項の規定により専決処  
分をし、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

それでは、報告第15号参考資料を御覧ください。

改正の趣旨でございます。

給与等の支払いを受けている被保険者のうち新型コロナウイルス感染症に感染また  
は感染の疑いによる療養のため労務に服することができない者に対し、その者の給与  
等の額に応じた傷病手当金を支給するため、条例の一部を改正するものでございま  
す。

改正事項の概要でございます。

第1条による改正は、府中町国民健康保険条例の一部改正でございます。

ア、国民健康保険被保険者で給与等の支払いを受けている者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染または感染した疑いがある者に傷病手当金を支給するものです。傷病手当金は、就労できなくなった日から起算して3日を経過した日から対象日として計算し、就労できなくなった期間のうち就労を予定していた日を支給対象とするものです。

また、支給額については、直近の継続した3か月間の給与収入の合計額を就労日数で割り、3分の2を乗じた額に支給対象となる日数を乗じた額を支給するというもので、支給期間は最長1年6か月でございます。

イ、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等を調整するものです。

これは、新型コロナウイルス感染症に感染または感染した疑いがある場合において、給与等の全部または一部を受け取ることができる者に対し、これを受け取る期間は、傷病手当金を支給しないとするものです。ただし、給与で受けた額が傷病手当金の額より少ないときは、その差額を支給するものです。

第2条による改定は、府中町後期高齢者医療に関する条例の一部改正でございます。

これは、府中町において行う事務に広域連合条例附則第25条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付事務を追加するものでございます。

最後に、施行期日でございますが、令和2年5月1日でございます。

ただし、この条例による改正後の府中町国民健康保険条例附則第2条から第4条までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則の定める日までの間に属する場合に適用することといたします。

専決処分日は、令和2年4月28日です。

補足説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（中村武弘君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、お諮りいたします。

本案は、承認いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、承認することと決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（中村武弘君） 日程第9、第24号議案、令和2年度府中町一般会計補正予算（第2号）を議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 第24号議案 令和2年5月12日提出。

令和2年度府中町一般会計補正予算（第2号）。

令和2年度府中町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ54億1,817万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ231億4,955万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

府中町長 佐藤信治

補足説明は、財務部長が行います。よろしくお願ひします。

○議長（中村武弘君） 補足説明。

財務部長。

○財務部長（胡子幸穂君） 財務部長です。

第24号議案、令和2年度府中町一般会計補正予算（第2号）について、補足して説明します。

なお、第24号、第25号議案参考資料として、新型コロナウイルス感染症緊急対策（補正予算内訳）をお配りしておりますので、併せて御覧ください。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明します。

5 ページをお願いします。

歳入です。

款 国庫支出金、項 国庫負担金、目 民生費国庫負担金、生活困窮者自立相談支援事業負担金は、歳出、民生費に補正計上しています福祉事務所（生活困窮者自立相談支援）事業の特定財源で、355万5,000円の増額補正です。負担率は4分の3です。

続いて、子ども・子育て支援交付金は、歳出、教育費に補正計上しています放課後児童クラブ（留守家庭児童会）事業の特定財源で、27万円の増額補正です。負担率は3分の1です。

項 国庫補助金、目 総務費国庫補助金、特別定額給付金給付事業費補助金は、歳出、総務費に補正計上しています特別定額給付金給付事業の特定財源で、51億5,450万円の増額補正です。次の特別定額給付金給付事務費補助金は、この給付金を給付するための事務に係る補助金で、5,243万6,000円の増額補正です。補助率は、いずれも10分の10です。

目 民生費国庫補助金、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金は、歳出、民生費に補正計上しています子育て世帯への臨時特別給付金給付事業の特定財源で、8,017万円の増額補正です。次の子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費補助金は、この給付金を給付するための事務に係る補助金で、586万2,000円の増額補正です。補助率は、いずれも10分の10です。

目 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、1億1,992万9,000円の増額補正です。

令和2年4月7日に閣議決定された新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援するために創設された交付金です。本補正予算に計上した新型コロナウイルス感染症対策関連事業の町負担分に充当します。歳出の衛生費、商工費及び教育費に所要の事業費を計上しています。

6 ページです。

款 県支出金、項 県負担金、目 民生費県負担金、子ども・子育て支援交付金は、歳出、教育費に補正計上しています放課後児童クラブ（留守家庭児童会）事業の特定財源で、27万円の増額補正です。負担率は3分の1です。

款 繰入金、項 繰入金、目 財政調整積立基金繰入金、財政調整積立基金からの繰入金は、本補正予算に必要な一般財源を措置するもので、118万5,000円の増額補正です。

7ページから歳出です。

款 総務費、項 総務管理費、目 特別定額給付金費、職員給与費事業（特別定額給付金費）は、91万8,000円の増額補正です。特別定額給付金事業に従事する職員の時間外勤務手当で、450時間程度を見込んでいます。特定財源として、特別定額給付金給付事務費補助金が全額充当されます。

続いて、特別定額給付金給付事業は、52億601万8,000円の増額補正です。

本事業は、令和2年4月20日に新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として閣議決定され、4月30日には国の補正予算が成立したもので、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うこととして、1人につき10万円が給付される事業です。

まず、特別定額給付金について御説明します。

当町の特別定額給付金は、令和2年4月27日の住民基本台帳人口5万2,064人分の52億640万円に住基登録なしで居住している人を想定して切上げを行い、総額を52億1,000万円としています。ここから先の報告第11号、専決処分の承認についてで御承認いただきました5,550万円を差し引いた51億5,450万円を増額補正しています。特定財源として特別定額給付金給付事業費補助金が全額充当されます。

次に、事務費として、封入作業やデータ入力、コールセンター運営等を委託する給付事業運営業務委託料3,815万7,000円や、給付のためのコンピューターシステムを構築する給付金システム構築等委託料821万4,000円、給付金の振込等に係る手数料283万8,000円など、計5,151万8,000円を増額補正しています。

職員給与費事業（特別定額給付金費）と合計して、事務費の額は5,243万6,000円となり、特定財源として、特別定額給付金給付事務費補助金が全額充当されます。

8ページです。

款 民生費、項 社会福祉費、目 社会福祉総務費、福祉事務所（生活困窮者自立

相談支援)事業は、住宅手当474万円の増額補正です。新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の状況を踏まえ、休業等に伴う収入減少により、離職や廃業には至っていないものの、同程度の状況に至り、住居を失う恐れが生じている人に対し、一定期間家賃相当額を支給できるよう、至急対象を拡充するものです。特定財源として生活困窮者自立相談支援事業負担金が充当されます。

項 児童福祉費、目 児童措置費、職員給与費事業(児童措置費)は45万9,000円の増額補正です。子育て世帯への臨時特別給付金給付事業に従事する職員の時間外勤務手当で、225時間程度を見込んでいます。特定財源として、子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費補助金が全額充当されます。

続いて、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業は、8,557万3,000円の増額補正です。

本事業は、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組として、児童手当を受給する世帯に対し、児童1人当たり1万円の臨時特別の給付金を給付する事業です。

子育て世帯への臨時特別給付金として、対象児童数に1万円を掛けた8,017万円を増額補正しています。特定財源として、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金が全額充当されます。

また、事務費として、給付金給付に必要なコンピューターシステムの改修を行う子育て世帯臨時特例給付システム改修委託料262万2,000円を初め、通信運搬費97万9,000円や、封入作業等事務に従事する会計年度任用職員(事務員)の報酬83万2,000円など、計540万3,000円を増額補正しています。

職員給与費事業(児童措置費)と合計して、事務費の額は586万2,000円となり、特定財源として、子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費補助金が全額充当されます。

9ページです。

款 衛生費、項 保健衛生費、目 予防費、感染症対策支援事業は、1,438万9,000円の増額補正です。内容は、新型コロナウイルス感染症に対応するため、消毒薬や非接触型体温計などを購入するための消耗品費68万9,000円を増額補正しています。

また、町内の医療機関、介護施設・障害児(者)福祉施設・保育施設等に対し、感

染予防対策に要する医療物資等の経費を補助することとし、感染症対策事業補助金 1, 370 万円を増額補正しています。この補助金の補助上限額は 1 施設または 1 法人に対して 10 万円、ただし、夜間対応等で 24 時間体制の施設または法人については 30 万円となります。対象となる施設または法人は歯科を含めた医療機関が 67、介護サービス等事業所が 22、保育所及び認定こども園等が 14、障害児（者）福祉施設が 18 の計 121 となります。特定財源として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を全額充当します。

項 清掃費、目 塵芥処理費、家庭ごみ収集運搬・選別事業は、34 万 4, 000 円を増額補正です。内容は、生活を維持するため必要不可欠な社会インフラである廃棄物処理従事者に対し、マスクを購入し配布するための消耗品 34 万 4, 000 円を増額補正です。町が委託している廃棄物処理事業者分及び環境センター職員分で 1 日 50 人掛ける 160 日分の 8, 000 枚を購入予定です。

なお、調達については、環境省が一般財団法人日本環境衛生センターを事務局として、廃棄物処理事業者へ配布するマスクの取りまとめを行っておりますので、そちらを活用します。特定財源として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を全額充当します。

10 ページです。

款 商工費、項 商工費、目 商工業振興費、商工業支援事業は、1 億 364 万 8, 000 円を増額補正です。

このうち広島県感染拡大防止協力支援金負担金は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、緊急事態措置期間中の休業等の要請に協力した中小事業者に県と協力して支援金を支給するものです。県が支給する支援金の町内事業者分に対し、町が 3 分の 1 の負担金を支払うもので、4, 498 万円を増額補正です。

また、小規模事業者支援金は、県の感染拡大防止協力支援金が支給されない町内の小規模事業者、これは個人事業主を含んだものですが、これらの小規模事業者を支援するため、1 事業者 5 万円を支給するものです。事業者数 1, 157 を見込み、5, 785 万円を増額補正です。

また、この事務を行うための会計年度任用職員（事務員）の報酬、印刷製本費などを合わせて計上しています。特定財源として、いずれも新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を全額充当します。

款 教育費、項 教育総務費、目 事務局費、教育一般事務事業は、動画配信業務委託料6万6,000円の増額補正です。臨時休校中の町内小中学校において、教員が児童生徒向けの授業動画を作成し、ネット配信を行うための経費です。特定財源として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を全額充当します。

11ページです。

項 小学校費、目 学校管理費、学校ICT環境整備事業は、学習支援サービス使用料121万円の増額補正です。臨時休校中の小学校において、ドリル等の教材コンテンツが自宅で繰り返し利用でき、インターネットで学校とつながり、教員が児童の理解度や学習履歴等を確認し、指導できる家庭学習サービスコンテンツの使用料です。

なお、中学校においては、家庭学習の支援として既に同じサービスを導入済みです。特定財源として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を全額充当します。

項 社会教育費、目 社会教育総務費、放課後児童クラブ（留守家庭児童会）事業は、会計年度任用職員（留守家庭児童会指導員）の報酬、81万2,000円の増額補正です。

町内の小学校の臨時休校に対応し、4月15日から5月8日まで、留守家庭児童会の活動時間を延長し、午前中から活動をしたことにより必要となった経費です。

なお、5月11日以降は、午前中は学校で教員等が対応し、留守家庭児童会への登会は、通常の活動時間である午後1時15分からとなっております。特定財源として、国費が3分の1、県費が3分の1、残りの3分の1には、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を全額充当します。

補足説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（中村武弘君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。質疑は歳出からページごとに行います。

まず、7ページについて、質疑ございますか。

児玉議員。

○10番（児玉利典君） 10番、児玉でございます。

別表の表にもありますが、いろんな対応がされております。日々、町民の皆さんから電話とか、あるいはいろんな問合せが来ておまして、特に個人向け、それから企業向け、この2つにあると思いますけども、個人向けでは、それぞれの家庭でいろ

んな事情があります。片親家庭とかいうのがあるんですけど、特別定額給付金については、オンラインと郵送での手続というところでのいろんなことを聞いております。私も委員会のほうでも要望させていただいたんですが、申請窓口は確かにこっちに来ないといけないところもあるかもしれません。

しかしながら、3密を避けることから、電話での対応窓口も開設してほしいと。これも企業向け、個人向けの2つが最低ないと、町民の皆さんは、何をどういうふうにしていいのかというのが全然分からないと。それぞれの家庭の事情があるので、こういったところを含めて特別定額給付金なんかを例に挙げてみると、インターネットの整備ができてない家庭もあってそこができてない。それから一番大きいのは、マイナンバーカードができてない。あるいは、作ったんだけど、私もだったんですが、パスワードを忘れてしまったというようなことで、いろんな問合せが絶対来ると思います。そういう意味では、そういう総合的な窓口を設けていただきたいなという要望でございます。

あと、特別定額給付金に特化した話をさせてもらえば、オンラインでは、今最速で5月15日以降から支給されるのではないかということなんですけども、郵送の方については、いつ頃発送していつ頃から給付がされるのか。ちょっとそこを教えてくださいたいと思います。

○議長（中村武弘君） 総務企画部次長。

○総務企画部次長兼政策企画課長（谷口充寿君） 政策企画課長兼職次長でございます。

まず、総合窓口の設置でございますが、くすのきプラザのギャラリーのほうにコールセンターを設置する予定としております。

先ほども御指摘がございましたが、オンライン申請も既に受け付けておりまして、5月15日に支払いを行います。近日中に郵送で決定通知のほうを送付いたしますので、その決定通知を送付するに当たりまして、すぐコールセンターを設置することとしております。

期間につきましては、余裕を見まして9月末までということでコールセンターを設置するように考えております。電話機が約10台ということで今考えております。

続きまして、郵送の申請分でございますが、現在、町のほうで申請書等の準備をしておる状況でございます。発送につきましては、18日の発送を目指して今やっております。第1回の支給につきましては、28日の木曜日に振り込みの手続をさせてい

ただくように今考えております。

以上でございます。

○議長（中村武弘君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、次に、8ページ。

益田議員。

○9番（益田芳子君） 生活困窮者自立相談支援事業でございますけども、支給条件の緩和も、結構、コロナウイルス感染症に伴って行われている状況でございますけども、その緩和条件きちんと守っておられますか。

それと、今、件数的に何件ぐらいありましたか。教えてください。

○議長（中村武弘君） 福祉保健部次長。

○福祉保健部次長（倉崎誠一郎君） 福祉保健部次長です。

9番、益田議員の住居確保給付金の生活困窮者自立支援法の施行規則一部改正を受けて条件が緩和された。その緩和条件について、今ちゃんと守ってらっしゃるかどうかということなんですが、今質問のあったとおり、4月に大幅な改正がありました。大きなものといいたしましては、まず、年齢制限、これまでは65歳未満で在りかつ失業または廃業された方というようなところがありましたが、今回、緩和された中で、年齢制限というのがまずなくなりました。引き続いて、対象となる方については、失業及び廃業だけでなく、新型コロナとかの影響により休業であるとか、仕事の日数が減ったとか、それを受けて収入が減ったというようなことで、対象者のほうが随分広がっております。

我々、日々日々、こういった相談というのは毎日受けておりますけども、収入がどれだけ減ったかというのは、それこそ会社とか取引先とかの振り込みの金額とか通帳の記帳を見て確認はしております。

それと、もう一つ大きな法改正に伴って変わったのが、これまでは月4回ほどは求職、つまりハローワークのほうに行って仕事を探してるかとか役場への報告というのが求められておりましたけども、これが4月30日に改正がございまして、ハローワーク等の求職活動まではしなくても、申請の段階では構わないというふうに受けております。そういった意味では、これまでと違いまして、申請のほうが大分しやすくなったのかなというふうに思っております。

それと、住居確保給付金の申請の状況なんですが、特に4月20日に大きな改正を受けて、住民の方からの相談、申請というのが毎日増えております。今手元にある資料が5月7日現在なんですけども、住居確保給付金の窓口への福祉課への相談件数が44件、実際に申請に至った件数というのが7件ございます。ほかの方はどうしているかという、まだそれだけ収入が下がり切れていない方。恐らく来月辺りになると収入が随分下がると見込まれる方は、恐らく6月ぐらいに再度申請が出てくるものと思われまます。いち早く相手の方に支給ができるよう、我々、日々日々、対応していきたいと思っております。

以上です。

○議長（中村武弘君） ほかにございますか。

児玉議員。

○10番（児玉利典君） 10番、児玉です。

先ほどの住居確保給付金について、私も相談を何件か受けておりますけども、先ほどの話の中では、収入が下がったかどうか分からない。あるいは下がる見込みである方がまだ申請されてないというような話かもしれませんが、知らないという方も多分おられるのではないかと思うんですよ。こういう制度があること自体を。新聞等々では、こういった個人向けの給付金に対する話だとか、融資の話だとか、小口融資だとかいう形が出てるんですが、やっぱりそこら辺の認知ができていない。ホームページなんかではやられてるかもしれませんが、こういったことを個人向け、企業向け、ぜひ先ほどの窓口ではないけども周知していただく。この努力をまずしてもらいたいなというふうに思います。要望をお願いします。

○議長（中村武弘君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、次に、9ページでございます。

益田議員。

○9番（益田芳子君） 益田です。

感染症対策支援事業でございますが、ここには医療物資等調達に係る補助ということで、医療・介護・保育・障害者等施設に対し上限10万円または30万円の補助ということが書かれております。中には、就労継続B型というところで、なかなか今いるんなものを作って売ってる、そういった工賃等が入らない方もおられます。特に、

感染拡大防止の徹底ということで、マスク、手袋、エタノール、非接触用の体温計、事業者によってかなりばらつきがあるかと思imasので、現場の従事者、確実に行き渡ってるのか。その辺を少しお伺いをいたします。

○議長（中村武弘君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（山西仁子君） 福祉保健部長です。

今回の補助金の目的なんですけれども、先ほど議員御指摘のとおり、医療施設や社会福祉施設等において、医療物資が大量に必要なになっている段階で、もう調達が困難な状態だと思います。従事者が安心して業務の維持ができる体制を整えるため、各施設ごとに違うと思うんですけど、各施設が必要とする感染予防に要する医療物資等の経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付することによって、今、各施設において足りないものを補充していただくというのを目的にこのたびさせていただいております。なので、マスクがあるところがあれば、マスクがなかったり、消毒液がなかったり、それぞれ施設等によって違いますので、そこを補うという目的でこのたびは補助金という形で設定させていただきました。

以上でございます。

○議長（中村武弘君） 益田議員。

○9番（益田芳子君） ありがとうございます。

ですから、今回は、あくまでもそういった施設に対する給付ということで、その施設の中に入られてる方の、いわゆる工賃みたいなものは入らないということよろしいのでしょうか。

○議長（中村武弘君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（山西仁子君） 福祉保健部長です。

このたびは、医療物資等の調達に対しての補助ということで設定させていただいております。

以上です。

○議長（中村武弘君） 益田議員。

○9番（益田芳子君） 要望になりますけれども、やはりこういった障害施設等でしっかり働いておられる方、継続B型におられる方々の工賃もしっかり考えていただきたいというふうに要望しておきます。よろしく願いいたします。

○議長（中村武弘君） ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（中村武弘君） なければ、次に、10ページでございます。

ありますか。

山口議員。

○6番（山口晃司君） すみません。山口です。

県の制度について説明していただきたい。ちょっと分からないことがあって、もともとの感染拡大防止協力支援金が雇用の維持に重点が置かれていたために、雇用者がある事業所とない事業所での額がちょっと違ったと思うんですよ。その中で、小規模であればあるほど、従業員を雇っているというより家族でやってる家族従業者、親子だったり、夫婦だったりというようなところが多くなってくると思うんですが、広島県の制度で家族でやってるところも雇用があるとみなされて満額もらえるのか。それとも、家族はやっぱり家族従業者で雇用者じゃないので下げるよという制度なのかをちょっと教えてください。

○議長（中村武弘君） 自治振興課長。

○自治振興課長（岩崎雅男君） 自治振興課長でございます。

山口議員の御質問でございますが、県のほうから頂いてるQAの中には、今御質問のありました御家族を従業員とするかどうかというところが含まれておりませんので、後ほど確認させていただきたいと思います。お願いします。

○議長（中村武弘君） 山口議員。

○6番（山口晃司君） もし、含まれてない場合ですよね。家族でやってるところというのは、対象になっているところは、クラスターを作らないという目的で協力して閉めたり時短をしてるんですが、やはり満額もらえてないということで、ぜひ町の単独の小規模事業者支援金の中に、家族従業者で満額もらえなかった10万円の差額の5万円というのをぜひ対象に入れていただきたい。そして、家族でやってるような小規模事業所を守っていただきたいと思うんですが、そこら辺の考えを教えてください。

○議長（中村武弘君） 自治振興課長。

○自治振興課長（岩崎雅男君） 自治振興課長でございます。

御要望は理解いたしますが、今回の町の小規模事業者の支援金につきましては、県の支援金を補足するという側面を持っておりまして、今回、県のほうで満額もらえないからといって、その差額を支給するというところは今のところ考えておりません。

以上です。

○議長（中村武弘君） 山口議員。

○6番（山口晃司君） しかしですね、家族でやられてたら、対象じゃなくて開けてるところだったらいいんですけど、対象になってて家族でやって開けてなかったら、家族でやってる分ほかでの収入もないんですよ。急に働きに奥さんが出るとかということもできないので、そこら辺はやっぱり府中町の小規模事業所を守っていく、支援していくというのであれば、家族従業員も町単独の事業の範囲に入れて守っていく必要があると思うんですが、どうしても難しいですか。嫌ですか。

○議長（中村武弘君） 町民生活部長。

○町民生活部長（金光一隆君） 町民生活部長です。

県の感染防止協力支援金については、今、満額とか満額ではないというお話ではあったんですけど、これについては、支給額、満額とか満額ではないということではなくて、雇用者のいる中小企業者の金額と雇用者がいない事業主の金額の差があるだけで、それについては満額、金額が決まっています、その満額について削られるということではなくて、そういう事業者についてはちゃんと決められた金額については県の今の感染防止協力支援金については出ますので、ただ、今言ったように、雇用者のいる企業者と、ちょっと大きい企業者と複数で商売をやられてる方については50万円という形が出るんですけど、そこはそういった規模によって決められてる金額ですので、満額であるとか満額ではないということではなくて、それに該当すれば全て支給の金額は出ますので、どう言ったらいいのか、満額出ているということになりますので、そこは出るか出ないかということになります。

以上です。

○議長（中村武弘君） 山口議員。

○6番（山口晃司君） すみません。

第三者だったら30万円で、家族だったら20万かもしれないということで、やっぱり同じような規模でやってても、それだけ県の制度だったら差があるということは事実だと思います。

町長、府中町の中で家族だけでやられてて、やはり県の今の制度だったらもともとが雇用の維持を重点に置いてたので、家族の従業員がちょっとないがしろにされてるような部分もありますが、町の制度の中で家族従業員を含めてちょっと幅広く守って

いつていただきたいと思うんですが、町長の考えはどうか。

○議長（中村武弘君） 町長。

○町長（佐藤信治君） 今部長のほうから答弁ありましたように、県の制度は県の制度であるんですね。その県の制度は、基準に従って完全実施したところに支援協力金が出るわけです。ですから、その基準に該当するかしないかということで、今御質問が家族で従事している人が従業員、雇用関係があるのかないのか、その辺がどういう詳細な仕組みになっているのかちょっと承知してませんので、その辺確認したいと思います。

それと、県は中小企業で一定の要件ですね。それから、休業を要請したり営業時間を短縮して要請している。その事業者に対して中小企業で完全実施した場合には協力を金を出しましょう。町のほうは、そのうちの小規模事業者、中はなしに小規模事業者で県の協力支援金が出ない事業者に対して対象にしましょうというふうになっておりますので、その金額はいろんな仕組みが大変なので定額の5万円と。例えば、休業しようがすまあが、あるいはコロナウイルス感染症の拡大防止に協力して、その結果、収益がどんと落ちたか落ちてないかそういうのは問わずに、一事業者に対して5万円を一律応援しましょうということです。

そうすると、今の御質問で、家族でお勤めの方が県の制度で雇用者としてカウントしないということになってどういうふうなことになるのかというのは、ちょっと確認をさせてもらいたいと思います。今言えることは、私が申し上げた今の町が制度設計したのはそういうことなんだということでございまして、それで、この趣旨は、県の事業と町がそれを補完をして、府中町の町民事業者様がコロナウイルスで大変な御苦労を、困難に直面している。それを少しでもみんなで応援しようと、支援しようという制度ですので、その趣旨によって自営について具体的にどういうことが起こっているのかというのは把握をした上で考えたいと思います。今のところの制度は今お話ししたとおりですので、御承知おきいただければ。以上です。

○議長（中村武弘君） 山口議員。

○6番（山口晃司君） すみません。確認なんですが、例えば県からの協力依頼ですよ。要請ではなくて、依頼とかがあった事業所がそれを依頼だからといって受け入れず、営業したので県からの補助金をもらえませんでした。でも、そういうところでも町の補助金だったらもらえるということよろしいですか。

○議長（中村武弘君） 自治振興課長。

○自治振興課長（岩崎雅男君） 自治振興課長でございます。

山口議員が最初におっしゃった中で、雇用調整助成金を途中から条件から外したというのがあったと思うんですが、そういったことも含めて、結果として県の協力支援金が受けられない小規模事業者の方は、町のほうの支給対象として考えたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中村武弘君） よろしいですか。

ほかにございますか。

西議員。

○12番（西 友幸君） 一番最初の商工業者支援事業で、これは利子補給とかのただで返さんでええもんなんじゃないかな。例えば、商工業に利子補給をしてあげるとか、それか無償助成というか、そこら辺のところはどうなんじゃないかな。

○議長（中村武弘君） 自治振興課長。

○自治振興課長（岩崎雅男君） 自治振興課長でございます。

府中町の小規模事業者支援金のことでよろしかったですかね。

これは支援金ということで貸付ではございませんので、当然返していただくものではございません。

以上です。

○議長（中村武弘君） ほかにございますか。

10ページよろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、次に、11ページでございますか。

梶川議員。

○4番（梶川三樹夫君） 学校ICT環境整備事業ですけども、これは、今、家庭学習をしているこの期間に何かICTの整備をして家庭に学習の支援をするということですか。もうちょっと詳しく説明をしていただきたいと思います。

○議長（中村武弘君） 学校教育課長。

○学校教育課長（土井賢二君） 学校教育課長です。

4番、梶川議員さんの御質問にお答えさせていただきます。

こちらは、中学校には既に入っているソフトなんですけれども、ラインズという会社がeライブラリといって、家庭で学習できる計算ドリルのようなソフトを作っております。今までは中学校のパソコンルームのほうでそういったソフトを使って学習をしていたんですけれども、児童生徒さんのほうに個別のID、パスワードを渡すことによって、家庭のパソコン、スマホ、タブレットでの学習ができると。そのことを中学校のソフトでは、小学校1年から中学校3年まで全ての9年間ですね。その子に応じてどこの時点からでも学習が始められるというソフトでありました。このたび、こういった臨時休業が長いこと続く中で、小学校のドリルもその中に含まれているのであれば、そういったドリルを小学校にも提供できないかということであちのほうで考えさせていただきまして、業者さんのほうと相談して、各家庭にパソコンなり、タブレットなり、スマートフォンがあるというのは、全ての家庭があるというわけではないというのは重々承知してるところですが、一応使えるものは全て使って、少しでも家庭でプリントだけではなくそういったドリルを使うことで、自宅のほうで児童生徒さんがどれだけドリルに取り組んでいるのか。正答率はどうかというのが学校のほうでも随時確認できるんですね。進捗状況も見れると。仮に、御自宅のほうでない。そういう環境がない。あるいは、家庭で子どもにパソコンとか、スマホとか、そういうことを使わせるのはどうだろうと思う御家庭が一部やっぱりあります。そういった御家庭に関しては、学校のほうに相談していただいて、学校のPCルームを使って、事前に相談していただければ、時間を分散して登校させることはできますので、そういったことで全ての児童生徒さんが取り組むようにということで、こういったことをやっております。

説明は以上です。

○議長（中村武弘君） ほかにございますか。

梶川議員。

○4番（梶川三樹夫君） 今の説明は分かりましたけど、それはもう機能しているか。

今やってるといふことなんですか。

○議長（中村武弘君） 学校教育課長。

○学校教育課長（土井賢二君） 学校教育課長です。

中学校においては、もう既に取り組んでおります。小学校においては、今現在、7日からまた臨時休業自体が延長になりましたので、7日以降、家庭学習の課題を小

学校の教員がポストインで配布しております。その配布した中に、今度は児童さんの個人ID、パスワードを配布して、今現在取り組める状況ではあります。

以上です。

○議長（中村武弘君） よろしいですか。

児玉議員。

○10番（児玉利典君） 梶川さんの関連でございます。

先ほど使えない家庭もあると。あるいは、使えるんだけども使わせない家があるというような内容でございましたけども、世間ではもうタブレットを各生徒さんに配っていきこうというような動きが出てるんですけども、府中町の取組として、今そういう学校から支給すると、町から支給という形になるかもしれませんけども、それっていつ頃やろうとされているのかという話と。

その前に質問があったのは、やらせたくない親も含めて、今どれぐらいの使用率なのかというのを教えてください。中学校がベースになると思うんですけども、お願いします。

○議長（中村武弘君） 学校教育課長。

○学校教育課長（土井賢二君） 学校教育課長です。

今後、タブレットについては、府中中央小学校だけが四十数台あるんですが、ほかの学校はタブレットで言えば7台しかございません。ただ、それは、家庭で使えるようなものではありませんので、貸出しするということは今現在やっておりません。ただし、今回の国の補正でもありましたように、GIGAスクール構想というのが出ております。その中で、今年度中という急遽そういう話にはなりましたが、児童生徒一人一人、1台端末を整備しましょうということになっておりますので、今年度中にはそういった補正予算なりということで、府中町として整備していきたいと思っております。ただ、府中町だけではなくて全国的な話になりますので、今度は幾ら予算がついても端末、実際の物が各市町、府中町もそうですが、どのタイミングで整備できるのかというのは大変不透明なところがありまして、そういったところも含めてなかなかすぐできるような状況ではないというのは御理解していただきたいと思っております。

今、中学校のほうでの利用率ですけれども、中学校はもう9割を超えております。ほぼ99%という話は聞いておりますので、ほぼ中学校の家庭においては、御家庭で端末が用意できるとは聞いております。

説明は以上です。

○議長（中村武弘君） 西議員。

○12番（西 友幸君） コロナ関連で根本的なところを聞いておきたいんですけど、今からタブレットを用意するというよりも、コロナが今どのぐらい発生してるか。それによって学校が開校できるか。今からタブレット買いよったら、もう学校が開校しとったよというような話もなり得んことで、14日が大体基準日とは聞いているんですが、2週間のですね。学校がいつ開校するか分からんような話をしている時期に、タブレットの話をしてもしようがないと思うんですが、そこら辺、町長、どんなですかね。小中学校の開校について、いつを大体判断基準に持っておられるのか。教育長でもいいですよ。

○議長（中村武弘君） 教育長。

○教育長（高杉良知君） 教育長です。

西議員から学校の再開はいつ頃になるだろうかということでありまして、おっしゃるとおり、学校における感染リスクをゼロにするということは、まずはもう今そういう前提に立つことはできないかなというふうに思っております。最近よく言われておりますのは、コロナとどう一緒に共に生きていくのかといったようなことがよくいろんなところで言われるようになりました。そういったような観点に立って考えますと、とは言いながら、子どもの命と健康を守ることがまずは第一だと思います。その上に立って、子どもの学力の保障をどうやっていくのかということが両立できるようなそういうことを考えていかなければならないという中で、では、いつから始めるのかということになろうかというふうに思います。今年度に入って4月15日から学校の臨時休校を行いました。当初は、5月6日までということで連休明けまではどうにか、やっぱりフェーズが上がりまして、5月31日までは学校の臨時休校をしていくべきだろうということになって、府中町もそれに基づいて学校の臨時休校については、5月31日までを一つの目安としております。そういう意味では、6月1日から学校を再開できればということでのいろんな準備を進めていこうというふうに思っております。最近、県の教育委員会が5月18日から自主登校というものを県立学校では認めていこうといったようなことが今日の新聞にも出ておりました。府中町もそういうところも考えながら今検討しているわけですが、5月6日というのが連休が明けて感染がどのぐらい広がってるかという、そこを一つの判断にする

となると、5月6日の2週間後ということになると5月20日になりますよね。5月20日が一つのその頃の判断基準になるのかなというふうに思っています。広島県も20日を一つの、フェーズを一段階下げていくのかどうか、判断をしていく基準にしていこうといったような動きがありますし、国も5月14日をもう一度見直して緊急事態宣言をどうするのかといったようなところを検討していくという情報があります。県立学校については、5月20日を一つの基準としながら、そうは言っても学校については月曜日から始まるので、18日の月曜日から自主登校という形をとったかどうかということをされているという。府中町では今そこのところを検討しております。全県に合わせていくのか。そうは言っても潜伏期間は2週間ということがあるので、そこのところは一つの判断の基準だろうということで、21日、22日ぐらいから自主登校を進めていくのか。その辺のところについて、また広島市さんの状況もあると思うんですね。ここは人の流れの中ではそういうところもありますので、その辺の動き、それから対策本部のほうの御意見も伺いながら、それから学校の準備状況、そういったようなところも総合的に今検討しているといったような状況であります。学校は、一応、今のところは6月1日からは再開をしたいというようなことは思っておりますけれども、今申し上げられるのは、そういうところまでかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（中村武弘君） 西議員。

○12番（西 友幸君） 度々、すみません。

今、もう登校している学校もありますよね。クラスを半分にしてから時間を変えてやってるところもあるし、広島県も5月3日から多分コロナ感染出てないと思うんですよ。1人も。どんなんですかね。そこら辺りは。多分、感染者、5月3日から出てないように私は思ってるんですが、その中において、少しずつでも今みたいにクラスを半数とか、時間帯を変えるとか、というようなことでやってる県もありますよね。ほぼコロナ感染については終わりに近いんじゃないかと。広島県の話をしよるんですが、特に府中町は、県外から来られた方が2名感染されていたと。町本来から感染があったという事例はありませんよね。そこら辺をちょっと加味して、うまいことできるだけ早く授業が再開できるようにお願いしたいと思っております。

○議長（中村武弘君） 要望でいいですね。

○12番（西 友幸君） はい。

○議長（中村武弘君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、次に、歳入について、質疑を行います。

5ページと6ページの歳入について、一括で質疑を行います。ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

二見議員。

○7番（二見伸吾君） 7番、二見です。

今回、提案されている補正予算は、おおむね妥当だと思うんですけども、今皆さんから御意見あったように、やっぱり不十分だと思うんですね。それは予算編成された皆さんのほうがよくそういうように思われたと思うんですが、私も今回、国から新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、全国で1兆円ということで府中町に幾ら来るんだろうかと思っていましたら、広島県に74億6,000万円、県内の市町に76億5,500万円、このうち府中町は約1億2,000万円ということで、今回の補正を見ますと、先ほども論議がありました商工支援事業、県と町の共同のもの町単独のもので両方合わせると1億円少々、そして、それに加えて感染症対策支援事業の物資が1,400万円ですから、大体これで1億2,000万円終わってしまうということになったんだなというふうに思いました。全国知事会の会長も1兆円ではとても足りない。あとせめて1兆5,000億円は要するというふうに発言をされています。

今回、全議員が提案者になっておりますけれども、新型コロナウイルス感染症対策のさらなる充実を求める意見書が提案されておりますけれども、そして、国のほうでも二次補正ということが出てきております。ぜひとも、町としても、さらに予算がつくように頑張っていただきたいということを求めたいというふうに思います。

以上です。

○議長（中村武弘君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） 以上で討論を終わります。

これより採決を行います。

ただいまの出席議員15名で、採決に加わる者14名です。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(中村武弘君) 全会一致です。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで、お諮りいたします。

12時までには済みそうにないんですけど、ここで休憩をしますか。行く。半まで行くかも分からんよ。まだえっとあるよ。休憩してそのまま行く。昼休憩は取りあえずなしで。いいですか。それで。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

~~~~~○~~~~~

○議長(中村武弘君) それでは、取りあえず休憩をいたします。12時に再開いたします。

(休憩 午前11時50分)

(再開 午後 0時00分)

○議長(中村武弘君) 休憩中の議会を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(中村武弘君) 日程第10、第25号議案、令和2年度府中町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長(佐藤信治君) 第25号議案 令和2年5月12日提出。

令和2年度府中町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)。

令和2年度府中町の国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ256万8,000円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億4,869万4,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

府中町長 佐藤信治

補足説明は、財務部長が行います。

よろしく申し上げます。

○議長（中村武弘君） 補足説明。

財務部長。

○財務部長（胡子幸穂君） 財務部長です。

第25号議案、令和2年度府中町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、補足して説明します。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明します。

5ページをお願いします。

歳入です。

款 県支出金、項 県補助金、目 保険給付費等交付金、特別調整交付金市町村分は、歳出、保険給付費に補正計上しています傷病手当金事業の特定財源で、256万8,000円の増額補正です。補助率は10分の10です。

6ページが歳出です。

款 保険給付費、項 傷病手当金、目 傷病手当金、傷病手当金事業は、傷病手当金256万8,000円の増額補正です。

給与等の支払いを受けている被保険者のうち新型コロナウイルス感染症に感染した人、または発熱等の症状があり感染が疑われる人について、労務に服することができなくなった日から3日経過した日から、復帰するまでの期間の日数分、傷病手当金が支給されるというものです。支給額の1日の単価は、直近3か月の給与収入を就労日で除した額の3分の2となり、適用期間は令和2年1月1日から9月30日の間で、療養のため労務に服することができない期間です。ただし、入院が必要な場合は、最長1年6か月までとなります。

特定財源として、特別調整交付金市町村分が全額充当されます。

補足説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（中村武弘君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑は、5ページの歳入と6ページの歳出を一括で行います。

質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村武弘君) なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村武弘君) なければ、お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村武弘君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長(中村武弘君) 次に参ります。

日程第11、第26号議案、府中町税条例の一部改正についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長(佐藤信治君) 第26号議案 令和2年5月12日提出。

府中町税条例の一部改正について。

府中町税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

府中町長 佐藤信治

提案理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

補足説明は、財務部長が行います。よろしく申し上げます。

○議長(中村武弘君) 補足説明。

財務部長。

○財務部長(胡子幸穂君) 財務部長です。

府中町税条例の一部改正について、補足して説明します。

第26号議案参考資料を御覧ください。

1、改正の趣旨です。

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、府中町税条例の一部を改正するも

のです。

2、改正事項の概要です。

まず、第1条による改正です。

(1) 売上高が前年比で30%以上減少した中小事業者等に対し、償却資産及び事業用家屋に係る令和3年度の固定資産税の課税標準を2分の1またはゼロに軽減するものです。

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、固定資産税の課税標準の特例等の適用対象に一定の事業用家屋及び構築物を加えるものです。

(3) 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の適用対象となる家屋及び構築物に係る課税標準をゼロとするものです。

(4) 軽自動車税の環境性能割について、税率を1%軽減する特例措置の適用期限を6か月延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象とするものです。

(5) 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以後の収入が前年同期と比較して20%以上減少し、納税することが困難である事業者等に対し、無担保かつ延滞金なしで1年間徴収を猶予できる特例を設けるものです。

続いて、第2条による改正です。

(6) は、(1) から (3) で引用した地方税法の条番号について、法改正により発生する条ずれを整理するものです。

(7) 新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のためイベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した場合は、当該放棄に相当する額(20万円を超える場合は20万円)を寄附金税額控除の適用対象とするものです。

(8) 住宅借入金等特別税額控除について、一定の場合にその適用期限を1年延長し、令和16年度分までとするものです。

3、施行期日です。

施行期日は、公布の日です。ただし、第2条による改正は、令和3年1月1日です。

補足説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長(中村武弘君) ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（中村武弘君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長（中村武弘君） 次に参ります。

日程第12、第27号議案、府中町都市計画税条例の一部改正についてを議題に供
します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 第27号議案 令和2年5月12日提出。

府中町都市計画税条例の一部改正について。

府中町都市計画税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

府中町長 佐藤信治

提案理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の
一部を改正するものでございます。

補足説明は、財務部長が行います。よろしく申し上げます。

○議長（中村武弘君） 補足説明。

財務部長。

○財務部長（胡子幸穂君） 財務部長です。

府中町都市計画税条例の一部改正について、補足して説明します。

第27号議案参考資料を御覧ください。

1、改正の趣旨です。

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、府中町都市計画税条例の一部を改
正するものです。

2、改正事項の概要です。

まず、第1条による改正です。

(1) 売上高が前年度比で30%以上減少した中小事業者等に対し、事業用家屋に係る令和3年度の都市計画税の課税標準を2分の1またはゼロに軽減するものです。

続いて、第2条による改正です。

第2条による改正は、(1)で引用した地方税法の条番号について、法改正により発生する条ずれを整理するものです。

3、施行期日です。

施行期日は、公布の日です。ただし、第2条による改正は、令和3年1月1日です。

補足説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長(中村武弘君) ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村武弘君) なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村武弘君) なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村武弘君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長(中村武弘君) 次に参ります。

日程第13、議員提出第1号議案、新型コロナウイルス感染症対策の更なる充実を求める意見書を議題に供します。

本案につきましては、提出者が全員でございます。

よって、提案説明、質疑、討論を省略し、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村武弘君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決決定いたしました。

~~~~~〇~~~~~

○議長（中村武弘君）　ここで、先ほど第24号議案において、答弁の保留がありましたので、発言を許可します。

自治振興課長。

○自治振興課長（岩崎雅男君）　自治振興課長でございます。

第24号議案、令和2年度府中町一般会計補正予算（第2号）におきまして、山口議員から御質問のありました広島県の感染拡大防止協力支援金の家族従業員の取扱いについて、確認をいたしましたので御答弁申し上げます。

まず、毎月の給料が支払っているということが証明できれば、家族従業員の方も従業員として取り扱うという旨の回答を頂きましたので、御回答いたします。

以上です。

○議長（中村武弘君）　よろしいですね。

以上で、本臨時会に付議された案件の審議は終了いたしましたので、これをもちまして令和2年第2回府中町議会臨時会を閉会といたします。

御苦労さまでした。閉会。

（閉会　午後　0時15分）